

平成 18 年 9 月 29 日

学生各位

学生生活課

平成 18 年秋の全国交通安全運動の 重点項目は「飲酒運転の根絶」！

秋の交通安全週間が実施されています。最近飲酒運転による死亡・重大事故が続発して、飲酒運転の根絶に向けた取り組みが強化されています。

学生諸君においても下記の事項に留意して、自動車、バイク、原付、自転車での飲酒運転、酒気帯び運転は「しない」、「させない」を徹底、遵守のこと。

なお、飲酒運転、酒気帯び運転による悪質な運転に対しては、懲戒処分の対象となります。

記

1. 酒気を帯びて絶対に車両等を運転してはならないこと。
また、同乗者は酒気を帯びた者に運転させないこと。
2. 酒気帯び運転の禁止に違反して運転するおそれがある者に酒類を提供し、また、飲酒をすすめてはならないこと。

(参照:平成 18 年 9 月 15 日中央交通安全対策会議 中央交通対策本部決定)